

## 保険給付費等交付金について

下記を基本としつつ、詳細については引き続き検討を行う。

○千葉県は市町村への概算払いを行う予定。(第2回連絡会議で協議)  
(交付先：市町村、交付方法：概算払い)

※市町村では、現在の国保連・被保険者への支払事務に加え、県への交付請求が追加となる。

○現物分と現金分を合わせて支払いを行う。

### ○交付回数

できる限り少ないほうが県・市町村ともに事務処理が少なくなるので好ましいが、県のキャッシュフローを考慮すると、複数月まとめでの支払いは困難であるため、毎月の支払いとしたい。

※概算払いのため、市町村の支払資金が不足しないよう、現物分の初回交付時に、0.3か月分(県のキャッシュフローの余裕分)を上乗せし、前倒して交付する。

### ○交付日

市町村は、毎月18日までに国保連に支払いするため、それまでに県から市町村へ交付金を支払う必要があるため、15日払いとしたい。(支払基金からの交付金が県に15日に入ることを考慮。)

○年度末処理について、実績報告・精算を年度内に行う必要がある。

